平成２９年（フ）第６８８号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区11棟101号
債務者　羽鳥　卓二
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市東町64番地１　コスモ三郷リバーピア506号
債務者　小林裕紀乃（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
埼玉県越谷市千間台西２丁目23番地４　第一コーポゆき202号
債務者　豊川貴代美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
埼玉県所沢市中新井２丁目383番地　アーバンハイツ２Ｅ、前住所埼玉県所沢市花園２丁目2349番地の10
債務者　星　　翔
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２７４号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目15番地31
債務者　須釜　理江
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１４号
相模原市南区上鶴間本町３丁目13番32―201号
債務者　宮竹　孝典
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１５号
相模原市南区相模台２丁目３番２号　ベルプレイン305
債務者　羽柴　暁男
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２０号
相模原市緑区三ケ木1553番地５
債務者　小島　　桂
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２４号
相模原市南区上鶴間４丁目29番４―306号
債務者　小見山真理子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１５９号
静岡県沼津市我入道南条寺50番地の１　ルミエール202、前住所静岡県沼津市下香貫大久保2465番地の１　グランエトワールメゾン102
債務者　長嶺　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６７２号
名古屋市南区三吉町２丁目７番地　コンチェルトM103号
債務者　服部美穂子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３号
愛知県犬山市大字犬山字東古券423番地７
債務者　丹下　　燎
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２１号
京都府京丹後市久美浜町海士606番地
債務者　小幡　隼人（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１７号
福岡県みやま市瀬高町太神701番地１　エンゼルハイム102、前住所福岡県みやま市高田町竹飯1295番地
債務者　長　　賢史
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
北海道登別市千歳町３丁目31番地１
債務者　山本　宣子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
盛岡市桜台３丁目３番13号
債務者　佐々木智哉
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３４号
盛岡市本宮４丁目21番28号、旧住所埼玉県川口市芝中田１丁目29番９号
債務者　伊藤恵里子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部